

日本サルコペニア・悪液質・消耗性疾患研究会 会則

第一条【名称】

本会は日本サルコペニア・悪液質・消耗性疾患研究会と称する。

Japanese Society for Sarcopenia, Cachexia and Wasting Disorders (JSCW)

第二条【事務局】

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 1-10-3-11F

日本サルコペニア・悪液質・消耗性疾患研究会 事務局とする。

電話：03-3668-3030 FAX：03-6231-1503

第三条【目的】

本会はサルコペニア、悪液質、消耗性疾患に関する基礎的ならびに臨床的研究を通じて発展、知識の交流を図り、臨床応用の進歩を図ることを目的とする。

第四条【事業】

本会は年1回以上の学術集会を開催する。

その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第五条【会員】

本会の会員は、本会の目的に賛同し、所定の会費を納入するものとする。

一般会員：個人

賛助会員：団体または法人

第六条【入会】

本会に入会を希望する者は、所定の手続きを経て本会事務局に申し込み、代表世話人の承を受けものとする。

第七条【退会】

本会により退会を希望する者は、すみやかに事務局に通知するものとする。

会費を2年間連続して納入しないものは退会とみなす。

第八条【役員】

本会には次の役員をおく。

世話人：代表世話人、副代表世話人、常務世話人、当番世話人を含む。

代表世話人は本会を代表し会務を総括する。

副代表世話人は代表世話人を補佐し、代表世話人が会務を果たせない状況においては、代表世話人に代わって会務を総括する。

常務世話人は常務世話人会を構成し、代表世話人、常務世話人、当番世話人、世話人の選任、収支の決算および予算、その他の重要事項を審議決定し、会の運営に当る。

当番世話人は会長となり学術集会を運営する。

世話人は会の運営に協力する。

第九条【顧問】

常務世話人会の推薦により、顧問をおくことができる。

第十条【学術集会】

学術集会は当番世話人の責任において行う。

第十一条【経費】

本会の経費は、会費・寄附などをもって、これに当てる。

第十二条【会計】

会計年度は1月1日より12月31日迄とする。

年会費は次のとおりとする。

世話人	:	5,000円	
一般会員	:	3,000円	
		1,000円	(2019年度分より)
賛助会員	:	一口50,000円	

第十三条【改正】

本会則の変更は、常務世話人会の議を経て行うことができる。

(附則) 本会則は平成26年4月1日より施行する。

(改正) 2015年10月31日

(改正) 2018年6月1日